

1. 地方財政のしくみと市財政の特徴

① 地方財政のしくみ

・財政とはどんなものか 住民と、地方自治体の関係については、いちいち、例を上げる必要がないほど、密着したもので、いうなれば、「一生涯、朝から晩までの付き合い」といってもよい。だが、このような、密接な間柄にあっても、住民の中で、自分達の横浜市には、どれくらいの金があって、それがどのように入り、また、いかに使われているかを知っている人は、案外少ないのではなからうか。しかも、これに対する関心の度合いが、これからの横浜市を、“住みよいまち”に造り上げてゆく上での、もっとも重要な課題となる。このような考えから、ここでは横浜市の財政活動は、どのような現状にあるかをみてゆくことにしよう。

一般に、財政は「国や地方自治体が、その行政活動を行なうために必要とする財源を調達し、これを管理し、また、必要な費用を支払ったりする営みである」と、定義されてる。つまり、それは「だれからどれだけ税金を取り、だれのために、どれほどそれを支払うか」ということになる。それを、地方自治体が行なうとき、これを地方財政とよんでいる。また、その財源は90%以上が租税でまかなわれていて、そのほかの財政収入としては、事業経営による企業収入や公債、さらに、借入金といった金融的収入などがある。

・年間1,124億円の横浜市 そこで、横浜市の財政の置かれている立場を知るために、一応市の財政を、国・県・市の三つをあわせた広い意味でとらえ、市から吸い上げられる税金が、どのくらいになるか、とい

表 6-1 昭和38年度予算 (全国)

国 税	23,411億円	一般会計 23,053億円	法人税	7,605億円	都道府県税 5,240億円	事業税	2,496億円
			所得税	6,361		都道府県民税	1,084
国 税	23,411億円	一般会計 23,053億円	酒税	3,040	地方税 10,582億円	都道府県消費等税	365
			揮発油税	1,902		都道府県たばこ消費税	364
			関税	1,621		軽油引取税	364
			物品税	1,077		自動車税	247
			印紙収入	611		不動産取得税	188
			砂糖消費税	336		娯楽施設利用税	59
			相続税	225		都道府県固定資産税	55
			有価証券取引税	117		区	9
			入場税	93		狩猟免許税	4
			通行税	33		狩猟税	3
			取引所税	16		道府県法定外普通税	2
			とん税	11		市町村税	5,342億円 (145)
			トランプ類税	5		固定資産税	2,234 (58)
			特別会計 358億円	地方道路税		344	市町村民税
特別とん税	14	とん税	14	市町村たばこ消費税	538 (10)		
				電気ガス税	458 (12)		
				都都市ガ計画画税	135 (4)		
				軽自動車税	77 (1)		
				都道府県固定資産税	22		
				木材引湯取	20		
				法定外普通税及び	9 (1千万)		
				旧法税収入	6		
				水利地益税・共同施設税	3		

注：()内は横浜市昭和38年度当初予算額(現年度分)

う点をみてみよう。まず、税には、国がかける税（国税）と、地方自治体がかける税（地方税）とがあり、地方税には、都道府県がかける都道府県税と、市町村がかける市町村税とがある（表6-1）。また、税には、その納め方によって、直接税と間接税に分けられる。前者は、税金を負担する人と、納税の義務を負う人が同一である税（たとえば、所得税・法人税・市民税・固定資産税等）をいい、後者は、それらが異なっている税（たとえば、物品税・砂糖消費税等）をいう。そして私たちは、日本国民として、また、横浜市民、神奈川県民として、それぞれの立場から、これら各種の税を納める義務を負っている。いま、これを昭和36年度分でみてみると、横浜市民が1年間に納めた税金の総額は、1,124億で、うち国税が856億と、全体の77%を占め、県税は153億で13%、市税は115億でわずか10%となっている（表6-2）。

もっとも、このようにして算出された額が、そのまま、市民1人1人の実質的な負担額とはいえないが、横浜市から上がる税金の大きさを知る、一つの目安にはなるであろう。さらに、これを分配所得に対する租

表6-2 横浜市からあがる税の総額と横浜市収入分との比較（昭和36年度決算）

区 分	収 入			横浜市の収入となる分（比率）	
	総 額	1人当り	1世帯当り		
	百万円	円	円	百万円	%
国 税	85,553	59,484	234,843	4,108	(4.80)
県 税	15,312	10,649	42,031	746	(4.87)
市 税	11,564	8,042	31,743	11,564	(100.0)
計	112,429	78,175	308,617	16,418	(14.6)

注：比率は総額を100としたもの
資料：37年版「国税統計書」、38年2月「市町村財政概要」、37年版「市税決算書」

税負担率の面で、全国と比較してみると、事態は一層明瞭になる。すなわち、昭和36年度における全国平均租税負担率は19.0%であるが、これに対する横浜市民のそれは35.5%の高率を示している。しかも、その内訳をみると、国税の負担率が最も高い比重を占めている（表6-3）。

それでは、横浜市から吸い上げられた、これらの税金全部が、そのまま、横浜市のために使われるかという、市税以外については、必ずしも、そうはいえない。そこで、国税・県税のうちどれぐらいが、どのような形で、市に還元されるかをみよう。

② 市財政の特徴

・14.6%の還元率 市に還元される税のうち、国税については、まず財政力の強弱の程度に応じ、地方自治体に支出する「地方交付税」や「地方譲与税」と、政府の各省から地方自治体の事務事業に対し、負担金・補助金・委託金の形で交付される「国庫支出金」があり、県からも、同様な形で「県支出金」や「軽油引取税交付金」がある。また、地方債も政府が許可権を握っている。そして市は、これらの名目で、毎年国や県の予算から一定の基準によって交付を受けている。これが、いわゆる依存財源と称されるもので、市財政

表6-3 昭和36年度分配所得に対する租税負担率比較

区 分	分配所得	租税負担額	租税負担率	負担率内訳		
				国	県	市町村
	百万円	百万円	%	%	%	%
横浜市	316,500	112,429	35.5	27.0	4.8	3.7
全 国	14,117,700	3,134,203	19.0	15.8	3.1	3.3

資料：自治省「地方財政の状況」（昭和38年3月）、市統計書（昭和37年）

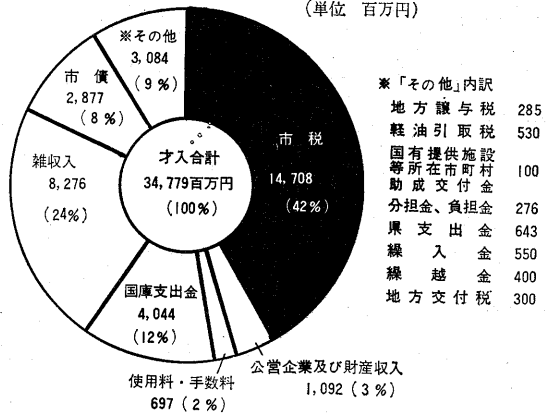
のうちに、この占める割合の大小によって、市の財政の性格や方向がぎまってしまうのである。

このようにして市に還元された分は、36年度で、国から41億、県から7億4千万と、合計で48億4千万になっている。これに市税を加えても、164億にしかならず市から吸い上げられる税の総額の14.6%と、その率はきわめて小さい(表6-2)。

●還元率はふやせないか もちろん、国や県にしてもその扱う対象は横浜市のみではなく、それぞれの立場から、全体的事業計画や、他の財政力の弱い自治体との財源調整を行なうなど、総合的な財政計画にのって支出するものであるから、横浜市から上がる税金を、全部横浜市に投下するわけにはいかないであろう。また、税金として還元されなくとも、このほかに国・県の行なう事業として、あるいは、市内の国立や県立の施設として還元されている分も多くある。従って、国税も県税も含めた額を、横浜市の財政としてみることは、必ずしも適切な見方ではない。しかし、横浜市から多額の税が収入されるという反面には、そのために、大都市として行なわなければならない行政需要も、また大きい点を見過してはならないのである。そして、国や県からの還元率が低いことは、それだけ市の行政活動が縮小されることでもあり、市民の日常生活における要望を充分満たすことができなくなり、結果的に地方自治そのものが、おびやかされることにもなる。

そこで、このように中央からきびしく統制されている地方自治体の財政政策のなかにあつて、横浜市の財政活動はどのような特徴をもっているであろうか。

図6-1 昭和38年度一般会計才入予算内訳 (単位 百万円)



横浜市の財政は、地方公共団体の全国平均水準と比較した場合、たしかに、ゆとりがある。これは、市財政が、収入の4割以上を市税によってえていることで示される(図6-1)。

しかし、このことで横浜市の財政が、裕福であるとはいえないのであつて、その実体を、以下各項を進めてゆく中で、展開していくことにしよう。